

あきる野市障害者通所支援施設の指定管理者について（指定理由書）

1 審査対象団体

あきる野市障害者通所支援施設「希望の家」及び「ひばり分室」（以下「両施設」という。）については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に管理を行わせる。

2 両施設の現状

(1) 法的な位置付け（通所支援施設）

両施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害福祉サービスのうち、障害者総合支援法第5条第7項に規定する「生活介護事業」を実施している。

生活介護とは、常時介護を要する障がい者（障害支援区分3以上）について、主に昼間、入浴、排せつ又は食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うことをいう。

(2) 市の障がい者福祉計画における位置付け

施策名 生活介護事業の充実

基本目標6に「就労や社会参加による生きがづくり」を掲げ、創作的活動や生産活動の機会を提供する生活介護事業の場の確保に加え、適切なサービスが提供されるよう質の向上に努めるとしている。

(3) 施設の概要

ア 希望の家

- (ア) 所在地 あきる野市五日市374-5
- (イ) 開設 昭和62年4月
- (ウ) 事業内容 生活介護事業
- (エ) 定員 20人（令和2年5月1日現在通所者数14人）
- (オ) 職員数 正規職員1人、再雇用職員1人、嘱託員3人、非常勤職員7人
計12人

イ ひばり分室

- (ア) 所在地 あきる野市平沢175-4 秋川ふれあいセンター内
- (イ) 開設 昭和56年8月
- (ウ) 事業内容 生活介護事業
- (エ) 定員 定員10人（令和2年5月1日現在通所者数10人）
- (オ) 職員数 正規職員1人、再雇用職員1人、嘱託員4人 計6人

(4) 施設の歴史的背景

ア 希望の家について

昭和62年4月6日に設立。「五日市障がい児(者)と親の会」からの強い要望を受け、当時の五日市町が現在の地に就労困難な心身障害者の通所授産施設及び通所訓練施設として建設設置し、社会的自立を助成する授産指導（作業を通じて自立のために必要な指導を行うこと。）を行ってきた。

なお、「五日市障がい児(者)と親の会」は、地域での通所施設を望み、建設費用を集めるために廃品回収やバザー等の活動を行い、建設資金の一部として295万円を五日市町に寄付している。

運営は、当初から社協に委託し、正規職員2人を配置。平成18年度からは社協を指定管理者として現在に至っている。

平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障害者通所支援施設として、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行っている。

イ ひばり分室について

ひばり分室は、障がいのある子を持つ親の会「ひばりの会」が当時の秋川市に要望し、それを受けて秋川市が開設した「ひばり訓練所」が始まりである。

「ひばりの会」は秋川市公立学校障害児学級の児童・卒業生と保護者で発足した「こすもすの会」が前身である。昭和56年に「親亡き後の子どもたちの生活のためにより良い施設を」との思いで立ち上げ、入会者が増えてきたことから新たに「ひばりの会」となった。廃品回収や勉強会などの活動を続け、昭和56年8月5日から、中央公民館北側のクラブハウスで、「こすもす作業所」として成人5人、「ひばり訓練所」として児童10人を対象に、各施設週3日間の日替わりで施設を利用し、運営を開始した。

昭和57年4月1日に秋川市が施設の設置者となり、運営については引き続き「ひばりの会」に委託、昭和59年には社協から正規職員1人がひばり訓練所に派遣されるようになった。

平成9年に市は社協に運営を委託し、平成18年度からは社協を指定管理者として、現在に至っている。

平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障害者通所支援施設として、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行うに当たり、単独の施設ではなく、希望の家の分室として許認可を得て、名称を「ひばり分室」（定員10人）とした。

3 施設のあり方に係る検討の経緯

両施設の平成30年度からの指定管理者を選定する際、両施設が開設してから30年以上が経過し、障害福祉サービスの生活介護の事業者が市内にも増えてきたことを踏まえ、サービスの質の向上や行政コストの効率化等の観点から、指定期間の3年間を用いて、保護者などとともに、民間移譲（民設民営化）などを含めた本施設のあり方を考えることとしていた。調査や検討の結果、現段階において、両施設は、これまでと同様に公設を維持することが望ましいとの結論に至った。

検討の経過や公設の維持が望ましいとする理由は次のとおりである。

(1) 調査・検討の経過

施設のあり方の検討に当たっては、市内部で課題等を事前に整理した後、東京都内25市を対象とした公設の通所支援施設に関する調査、現在の指定管理者である社協や利用者の保護者会、あきる野市地域自立支援協議会との協議を行った。

(2) 調査・検討で得られた事項

ア 両施設のような通所支援施設を設置している市は、26市中17市であり、施設数

は35施設である。

イ 両施設は、設立の経緯や利用者の障害の程度から、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を超えた人員を配置するなどの手厚い支援を行っており、この度の市内の生活介護事業所に行った調査においても、現在通所している利用者の障害程度や障害特性に対応できる事業者は見当たらない。

ウ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の範囲内で支援を行うこととし、民設民営化した場合には、現在よりも経費をかけずに、民間事業者により施設運営を図れる可能性が高い。

エ 両施設を民設民営とした場合、設置者である事業者の運営方針に基づき、施設運営がなされることとなり、現在の市の障害者施策の方針と差異が生じる可能性がある。

オ 両施設を含む公共施設について、市では、公共施設等総合管理計画に基づき、施設全体のあり方を検討しており、両施設のための民設民営についての議論を行うことが困難である。

カ 施設利用者の保護者は、両施設に大きな信頼を寄せているとともに、これまでと同水準の支援を求めており、また、民設民営による環境の変化が利用者に及ぼす影響を危惧している。

キ あきる野市地域自立支援協議会からは、保護者の意見、歴史的経緯、両施設が果たしている役割などから、両施設は引き続き公設が望ましいという見解が示されている。

(3) 調査・検討の結果

両施設の設置に至る歴史的経緯やこれまでの市の障害者施策の方向性、保護者と両施設の信頼関係、あきる野市地域自立支援協議会からの見解等を踏まえると、今後も現在と同程度の支援を行い、利用者が安心して通える施設運営を維持する必要がある、現在のところ、通所している利用者の障害程度や障害特性に対応できる事業者が見当たらないことから、現段階においては、公設を維持することが望ましい。

4 公募によらず、現指定管理者に引き続き行わせる理由

あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、現指定管理者に管理を引き続き行わせる理由については、次のとおりである。

(1) 「協定書・事業計画等に沿って適正に指定管理業務を行っていること」について

ア 協定書・事業計画等に従い、労働法令の遵守や労働環境への適切な配慮を行い、事業計画書どおりの人員を配置し、職員の指導・育成及び研修を行っている。

イ 情報公開マニュアルを作成し、情報公開に対する体制を整備しており、ホームページ等により施設の情報公開に努めている。

ウ 利用者の通所に当たり、家庭の都合や利用者の体調等により、保護者と連絡調整を密に行うなど、利用者の平等な利用を確保し、サービスの提供に当たって公平な取り扱いを行っている。

エ 利用者アンケート、全利用者の保護者面談及び電話対応による意見等を管理運営に反映することで、利用者へのサービスの向上を図っている。

多くの行動障がいのある方を受け入れているにもかかわらず、この3年間で市へ

の苦情が一度もないことは評価できる点である。

オ 障がいの程度や特性により、受入れが難しい方も両施設は受入れをしており、セーフティネットとしての役割や機能を果たしている。

カ モニタリングチェックシートの総合評価Aであり、利用者や保護者との信頼関係を築きながら、家庭的な雰囲気の中で安定的かつ継続的なサービスの提供ができています。

(2) 「施設の利用状況が改善されている又は良好な状態であること」について

ア 開館は、計画どおり行われている。利用者については、計画比率90%弱となったが、利用者の休暇等が重なった結果である。利用者を増やすための対策として、実習生を受け入れる等の入所促進を実施している。

イ 利用者である障がいのある方は、自分の環境変化に対して非常に敏感であり、順応するのに時間がかかるため、各利用者の特性を深く理解している施設職員と利用者との信頼関係は非常に重要である。また、両施設は保護者が数々の苦勞の末に開設した施設で非常に愛着があり、思い入れが強く、保護者と社協との信頼関係も強固なものとなっている。

ウ 両施設では、他害、自傷、多動、大声を出す等の行動障がいのある方が利用者全体の約95.8%、重複障がいのある方も全体の約30%を占めている。社協は障害特性のある方も積極的に受け入れており、セーフティネット的な役割を果たしている。また、市内の他民間施設への調査でも、行動障がいのある方の受入れは難しいとの回答が多数であった。

エ 利用者の障害特性に応じた適切な支援ができ、安定したサービスの提供を行っている。

(3) 「収支計画書に基づく予算執行が適切になされており、施設の収支状況が良好な状態であること」について

年間の施設利用者が予定よりも少なかったことから、収入が計画に対し、96.4%となったが、支出も減少しており、収支は安定している。

(単位：円)

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
収 入	指定管理料	11,068,000	11,068,000	
	自立支援費等収入	47,990,424	48,362,198	
	その他の収入	631,503	622,711	
	計	59,689,927	60,052,909	
支 出	人件費	48,783,350	45,026,899	
	維持管理経費	8,910,604	8,375,960	
	その他の支出	1,995,973	6,313,346	
	計	59,689,927	59,716,205	
収支 (収入－支出)		0	336,704	

(4) 「指定管理者となっている団体の経営状況等から、安定的かつ継続的なサービスの提供が認められること」について

社協は、財務諸表から経営状況の安全性・健全性が良好な状況であり、安定した行政サービスの提供が図られると判断できる。

また、社協は施設の運営に係るノウハウを蓄積しており、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じながらも、安定的かつ継続的なサービスの提供が可能であると判断できる。

さらに、施設設立の歴史的背景から、施設利用者やその保護者と社協との間に培われた深い信頼関係は、施設の安定的な運営に大きく寄与するものである。

上記(1)から(4)までの内容から、あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針Ⅱ1(3)の「公募によらず、指定管理者を指定することができる場合の要件」を満たすと考えられ、社協が引き続き、両施設の管理運営を行うことにより、安定した行政サービスの提供及び相当程度の事業効果が見込めると判断できる。

※平成18年4月の指定管理者指定当初から、社協は障害者福祉の向上に寄与する団体であると特定されるという理由により非公募としている。

5 指定期間等

両施設が市内の生活介護事業者の基幹としての役割を担っていくことを前提としつつ、多様化するニーズに対応していくため、他の障害福祉サービスの提供の必要性や、他の事業者との連携、老朽化に対応する施設整備の方法、また、これらを踏まえた運営の手法等について、長年に渡って通所している利用者や保護者の意見を聞きながら、今後さらに検討していく必要がある。

また、令和3年度からの次期指定管理期間においては、老朽化してきている両施設について、公共施設等の総合管理という視点の下で、行政コストの効率化という課題を含め、建物や設備を今後どのようにしていくのか方向性を示すための検討を更に進める必要がある。現時点で、その方向性が明らかになっていない中で、指定期間の最長である5年間を見通すことは困難である。

また、ひばり分室が設置されている秋川ふれあいセンターの指定管理の期間は、令和5年度までとなっているため、施設全体の方向性と合わせて、ひばり分室についても一体的に検討していくことが、効率的、効果的である。

これらのことから、あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針Ⅱ2(9)アの、「指定の期間は、最短2年、最長5年の範囲内で、公の施設の設置目的や実情等を踏まえて決定する。」に基づき、指定期間を令和3年度から令和5年度(令和3年4月から令和6年3月)までの3年間とする。